12. その他

契約期間中において、I. 5項 適用基準を満たさなくなったものの中で、継続雇用制度再雇用嘱託往員を希望するものについては、所定の手続きを経た上で、継続雇用制度を適用する。

雇用延長制度に関する協定書抜粋(KさんがSECAになった当時の協定書)

Ⅳ: 客室乗務職・エキスパートキャビンアテンダント

1. 対象者

- (1)毎年4月1日現在において満55歳の客室乗務職一般職社員で、年1回の募集時(前年末を目途)に本制度の適用を希望し、適用基準に沿って選考の結果、会社が認めた者(以下、客室乗務職型という)とする。
 - なお、本対象者となった以降、定年までの間は、エキスパートキャビンアテンダントに転向することはできない。
- (2) 毎年4月1日現在において満55歳のエキスパートキャビンアテンダントで、年1 回の募集時(前年末を目途)に本制度の適用を希望し、適用基準に沿って選考の結 果、会社が認めた者(以下、エキスパートキャビンアテンダント型という)とする。

2. 適用開始日

【客室乗務職型】

満56歳到達時(誕生日の前日が属する月の翌月1日)より適用とする。

【エキスパートキャビンアテンダント型】

満60歳到達時(誕生日の前日が属する月の翌月1日)より適用とする。

3. 適用期間

適用開始日より、いったん満62歳到達時(誕生日の前日が属する月の月末)までとする。ただし、満60歳到達時(誕生日の前日が属する月の月末)、ならびに満61歳到達時(誕生日の前日が属する月の月末)において、適用基準を満たさないと判断される場合、その時点をもって本協定に定める雇用延長制度適用による雇用を終了する。

なお、満62歳到達時(誕生日の前日が属する月の月末)において、適用基準を満たしていると判断される場合、本人の希望によりさらに1年間雇用を延長できるものとし、以降も1年ごとに繰り返す。ただし、延長できる雇用最大期限は、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律」(平成16年6月11日付公布)に従い順次引き上げることとし、最終的には満65歳到達時(誕生日の前日が属する月の月末)までとする。

4. 雇用形態

【客室乗務職型】

- (1)満60歳到達時(誕生日の前日が属する月の月末)まで 通常社員とする。
- (2)満60歳到達時(誕生日の前日が属する月の翌月1日)以降 いったん退職の後、あらためて1年ごとの雇用契約に基づくシニアエキスパートキャビンアテンダントとする。

【エキスパートキャビンアテンダント型】

1年ごとの雇用契約に基づくシニアエキスパートキャビンアテンダントとする。

5. 雇用業務領域と適用基準

別表③のとおりとする。

ただし、別表③に定める「雇用業務領域と適用基準」は、高年齢者等の雇用の安定等に 関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第7条)附則第3項に規定する経過 措置が認められ効力を有する間については、適用基準を雇用基準とする。

6. 配置

原則として、制度適用日前日の所属部署に継続配置とする。

7. 勤務

【客室乗務職型】

- (1)満60歳到達時(誕生日の前日が属する月の月末)まで 通常社員として取り扱う。
- (2)満60歳到達時(誕生日の前日が属する月の翌月1日)以降 エキスパートキャビンアテンダントと同様に取り扱う。

【エキスパートキャビンアテンダント型】

エキスパートキャビンアテンダントと同様に取り扱う。

8. 賃金

【客室乗務職型】

- (1)満60歳到達時(誕生日の前日が属する月の月末)まで通常社員として取り扱う。 ただし、本給A・Bについては、以下の通りとする
 - ①本給Aについて

制度適用目前日の本給Aから24、000円を減じて支給するものとし、本給Bに

ついては、満58歳到達時(誕生日の前日が属する月の翌月1日)以降、チャレン ジ給を除き昇給は行わない。

なお、諸手当ならびに一時金の算定に当たり、本給Aは上記額を減じた金額に読み換え適用する。

②本給 B について

前①の本給A減額対象者に対し、前年度の人事考課に応じ次に定める額を「本給B雇用延長準備付加給」として本給Bに加算して支給する。本付加給は前年度の人事考課に基づき、毎年度決定する。

- · R 1 ~ R 3 1 3,000円
- · R 4 3,500円
- (2)満60歳到達時(誕生日の前日が属する月の翌月1日)以降

エキスパートキャビンアテンダントと同様に取り扱う。

ただし、エキスパートキャビンアテンダント報酬をシニアエキスパートキャビンア テンダント報酬と読み換え、シニアエキスパートキャビンアテンダント報酬ならび に基準額については、以下のとおりとする。

①シニアエキスパートキャビンアテンダント報酬

1時間当たり1,015円とし、前契約の評価に応じ、時間単価に対し100円の加減算をすることがある。

②基準額

「月間14日を限度」を契約時もしくは契約更新時に選択した場合

i)シニアエキスパートキャビンアテンダント報酬:1,015円の場合

E3 121,000円

0 0 円

E 2	E 1
156,000円	166,000円

ii)シニアエキスパートキャビンアテンダント報酬:1,115円の場合

	<u> </u>	·
E 2	E 1	Е 3
165,000円	175,000円	130,0

iii) シニアエキスパートキャビンアテンダント報酬:915円の場合

E 2	E 1	E 3
147,000円	157,000円	112,000円

「月間11日を限度」を契約時もしくは契約更新時に選択した場合

i)シニアエキスパートキャビンアテンダント報酬:1,015円の場合

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
E 2	E 1	Е 3

122,000円 130,000円 95,000円

ii)シニアエキスパートキャビンアテンダント報酬:1,115円の場合

E 2	E 1	E 3
129,000円	137,000円	102,000円

iii)シニアエキスパートキャビンアテンダント報酬:915円の場合

E 2	E 1	Е 3
115,000円	123,000円	88,000円

【エキスパートキャビンアテンダント型】

上記(2)と同様に取り扱う。

9. 退職加算

【客室乗務職型】

制度適用開始から満61歳到達時(誕生日の前日が属する月の月末)までの間に退職する場合は、当該事象発生時に以下の金額を支給する。

①制度適用開始から満60歳到達時(誕生日の前日が属する月の月末)までの間に退職する場合

退職金規程第7条に定めるA率適用時に限り、次の算式に基づき算出する。

 $24,000円 \times 16$

× 「Ⅱ章第8条(1)に定める本給Aの減額満年数(1年未満切り捨て)」

< 0.9 - 「本給B雇用延長準備付加給累積額」

②満60歳到達時(誕生日の前日が属する月の翌月1日)以降、満61歳到達時(誕生日の前日が属する月の月末)までの間に退職する場合

不測の事態 (懲戒解雇、当社事業と競合する企業への転職などは除く) により退職 する場合に限り、次の算式に基づき算出する。

 $(24,000円 \times 16)$

- × 「Ⅱ章第8条(1)に定める本給Aの減額満年数(1年未満切り捨て)」
- × 0.9 「本給B雇用延長準備付加給累積額」)

 \times 0.5

10. 休暇

【客室乗務職型】

(1)満60歳到達時(誕生日の前日が属する月の月末)まで通常社員として取り扱う。

(2)満60歳到達時(誕生日の前日が属する月の翌月1日)以降 エキスパートキャビンアテンダントと同様に取り扱う。

【エキスパートキャビンアテンダント型】

エキスパートキャビンアテンダントと同様に取り扱う。

11. 福利等

(1) 社員優待搭乗

【客室乗務職型】

- ①満60歳到達時(誕生日の前日が属する月の月末)まで 通常社員として取り扱う。
- ②満60歳到達時(誕生日の前日が属する月の翌月1日)以降 エキスパートキャビンアテンダントと同様に取り扱う。 なお、満60歳到達時(誕生日の前日が属する月の月末)までの残点数等を繰り越 すことはできない。

【エキスパートキャビンアテンダント型】

エキスパートキャビンアテンダントと同様に取り扱う。

- (2)カフェテリアプラン 通常社員として取り扱う。
- (3) 通勤

通常社員として取り扱う。

12. その他

契約期間中において、Ⅲ. 5項 適用基準を満たさなくなったものの中で、継続雇用制度再雇用嘱託社員を希望するものについては、所定の手続きを経た上で、継続雇用制度を適用する。

V:グローバルスタッフ職管理職・客室乗務職管理職

- (1) 雇用業務領域と適用基準については、別表①、②、③のとおりとする。 ただし、別表①、②、③に定める「雇用業務領域と適用基準」は、高年齢者等の雇用 の安定等に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第7条)附則第3項 に規定する経過措置が認められ効力を有する間については、適用基準を雇用基準と する。
- (2) 契約期間中において、適用基準を満たさなくなったものの中で、継続雇用制度再雇 用嘱託社員を希望するものについては、所定の手続きを経た上で、継続雇用制度を 適用する。

VI:適用

平成28年4月1日より適用とする。

平成28年3月31日

全 日 本 空 輸 株 式 会 社 取 締 役 社 長 篠 辺 修

A N A 労 働 組 合 中央執行委員長 岡田 稔

雇用業務領域と適用基準 別表③

(客室乗務職・エキスパートキャビンアテンダント)

雇用業務領域

少日数勤務型部分就労契約社員(シニアエキスパートキャビンアテンダント)としての客室乗務

適用基準

項目	A 容
松 排 注 **	希望者本人の就労希望、協調性や経営参画意識をベースとした組織貢献意欲、ならびに雇用延長に向けた決意
机力总铁	お客様へのサービスに関する十分な意欲
<i>申</i> 申	就労(乗務)・通勤に支障のない健康状態(直近の定期健康診断で勤務制限がない就業区分1、また直近1年以内に10日以上の欠勤がないこと)
送出	乗務に必要な十分な体力
	申請時)客室乗務職 資格:2等級以上 直近5年昇給ランク:専任職・1等級はR4以上、2等級はさらにR3以上2回以上
人事資格 - 評価	エキスパートキャピンアテンダント 直近5年のエキスパートキャピンアテンダント報酬評価に△100円がないこと
	60歳到達時・60歳以降契約更新時) 雇用延長制度適用中で昇給ランクR4未満、または△100円の評価が連続してないこと
	申請時)客室乗務職 習熟コード区分3以上の技量・スキルを保持
	(直近6回のCAP評価で区分3以上の技量を4回以上維持していること)
技量・スキル	エキスパートキャビンアテンダント E2評価以上の技量・スキルを保持
	(直近3回の評価でE2以上の技量を2回以上維持していること)
	諸60歳到達時・満60歳以降契約更新時) 区分3未満、またはE2未満の評価が連続してないこと

- ・就労意欲・健康の基準については、申請時・満60歳到達時・満60歳以降契約更新時に共通して適用する。
 - ・平成15年度定期昇給以前の昇給ランクは、「B」を「R4」、「B+」を「R3」にそれぞれ読み換える。
- ・エキスパートキャビンアテンダントの評価で回数が不足する場合は、「R4未満」を「△100円」、「区分3」を「E2」にそれぞれ読み換える。
 - 制度適用可否決定時においてもCAP評価の回数が6回に満たない場合は、
- ① 適用可否決定までの評価回数が5回の場合は、区分3以上の技量を3回以上維持していること② 適用可否決定までの評価回数が3回の場合は、区分3以上の技量を2回以上維持していること

(客室乗務職管理職)

雇用業務領域

少日数勤務の客室乗務

適用基準

項目		内容
就労意欲	希望者本人の就労希望、協調性や経営参画意識 お客様へのサービスに関する十分な意欲	者本人の就労希望、協調性や経営参画意識をベースとした組織貢献意欲、ならびに雇用延長に向けた決意 様へのサービスに関する十分な意欲
健康	就労(乗務)・通勤に支障のない健康状態(直近の定 乗務に必要な十分な体力	(直近の定期健康診断で勤務制限がない就業区分1、また直近1年以内に10日以上の次勤がないこと)
人事資格·評価	申請時) 60歳到達時・60歳以降契約更新時)	直近5年の評価:標準以上であること 雇用延長制度適用中で給与係数1.0未満が連続してないこと

[・]就労意欲・健康の基準については、申請時・満60歳到達時・満60歳以降契約更新時に共通して適用する。